

「長野県主要農作物等種子条例（仮称）」
の骨子（案）について

- 1 条例制定に係るこれまでの経過・・・・・・・・・・資料 1-1
- 2 条例骨子（案）作成に関する意見聴取の状況・・・・・・・・資料 1-2
- 3 「長野県主要農作物等種子条例（仮称）」
の骨子（案）・・・・・・・・資料 1-3
- 4 条例制定に向けたスケジュール・・・・・・・・・・資料 1-4

平成 31 年 2 月

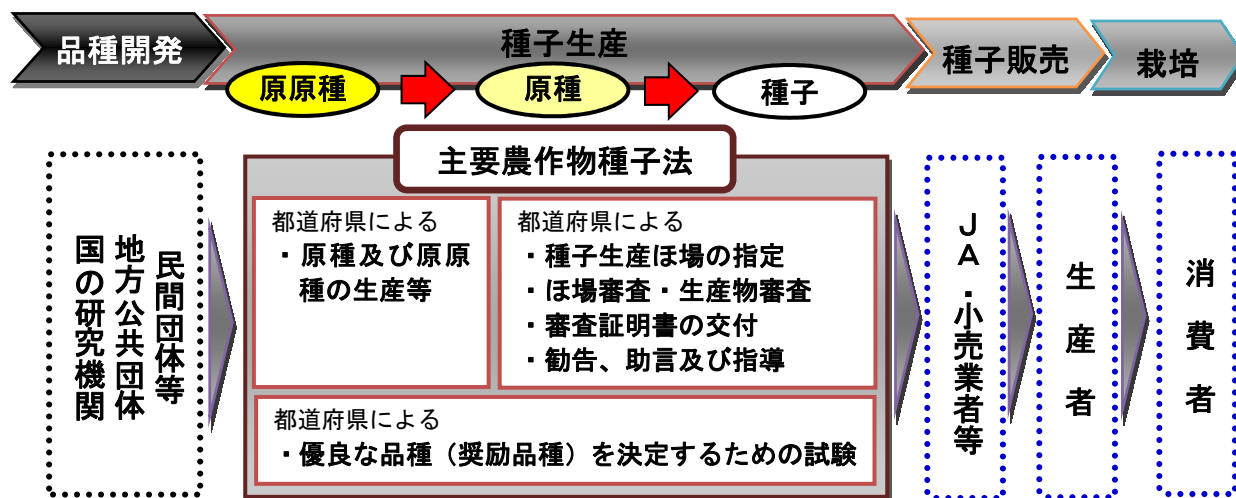
長野県農政部

条例制定に係るこれまでの経過

1 主要農作物種子法とは

- ・主要農作物種子法（昭和 27 年制定。以下、「種子法」という。）は、戦後の食糧増産を背景に、国・都道府県が主導して優良な種子確保するため、稲・麦類・大豆の種子の生産・普及を都道府県に義務付けていた法律

（参考）これまでの主要農作物種子の生産供給の仕組み



2 種子法の廃止

- ・平成 30 年 4 月 1 日、種子法廃止
- ・国は、種子法は廃止するものの都道府県が行う種子生産に関する業務を直ちに取りやめるわけではないとし、種子供給のための経費について地方交付税措置を継続

3 本県における現状と種子法廃止後の対応状況

- ・昭和 62 年に県・J Aグループ・市町村等の出資により、種子の生産と供給を担う「長野県原種センター（以下、「原種センター」という。）」を設立し、主要農作物や県試験場育成品種の種子・種苗等の安定供給に取り組んできた
- ・種子法廃止後も、引き続き、原種センターやJ Aグループ等と連携して適正価格の良質な種子の安定供給を図っていくため、「長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱」を新たに制定して、これまでの種子供給システムを維持する体制を整備し、高品質な種子の確保と安定供給に取り組んでいる
- ・必要な予算については、平成 30 年度予算において前年並を確保
- ・県議会 9 月定例会の提出議案説明において、知事が条例の制定を表明
- ・消費者、生産者団体など様々な方々の意見を伺いながら条例骨子案の検討を開始

主要農作物種子法

(昭和27年5月1日法律第131号)

最終改正：平成18年6月7日法律第53号

(目的)

第1条 この法律は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「主要農作物」とは、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。

2 この法律で「場審査」とは、都道府県が、種子生産場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、都道府県が、種子生産場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

(場の指定)

第3条 都道府県は、あらかじめ農林水産大臣が都道府県別、主要農作物の種類別に定めた種子生産場の面積を超えない範囲内において、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営する場を指定種子生産場として指定する。

2 その経営する場について前項の指定を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県にその申請をしなければならない。

(審査)

第4条 指定種子生産場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産場については場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けた場審査証明書に係る指定種子生産場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 場審査及び生産物審査（以下本条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によつて行う。

4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該技術吏員に、審査をさせなければならない。

5 審査の基準及び方法は、農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が定める。

6 前項の農林水産大臣が定める基準は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として定める。

7 第4項の規定により、審査を行う当該技術吏員は、その身分を示す、証票を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(場審査証明書等の交付)

第5条 都道府県は、場審査又は生産物審査の結果、当該主要農作物又はその種子が前条第5項の都道府県が定める基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、農林水産省令で定める場審査証明書又は生産物審査証明書を交付しなければならない。

(都道府県の行う勧告等)

第6条 都道府県は、指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。

(原種及び原原種の生産)

第7条 都道府県は、主要農作物の原種及び原原種の設置等により、指定種子生産場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない。

2 都道府県は、都道府県以外の者が経営する場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該場を指定原種場又は指定原原種場として指定することができる。

3 第3条第2項の規定は前項の指定について、第4条から前条までの規定は同項の指定原種場又は指定原原種場における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(優良な品種を決定するための試験)

第8条 都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならない。

長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱

平成30年3月30日 29農技第596号

(目的)

第1 この要綱は、本県における主要農作物の優良な品種の選定及び種子の生産について、調査や原種等の生産、採種ほ場の審査、その他の措置を行うことにより、優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「主要農作物」とは、稲、大麦、小麦、大豆及びそばをいう。

2 「原原種」とは、その品種の遺伝的純度が維持されており、かつ種子生産を目的として農業関係試験等の育成者から供給される種子をいう。

3 「原種」とは、原則として前2項の「原原種」から生産された種子をいう。

4 「一般種子」とは、原則として前3項の「原種」から生産された種子をいう。

(奨励品種の決定)

第3 県は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下、「奨励品種」という。）を決定するための必要な試験、調査（以下、「奨励品種決定調査」という。）を行うものとする。

2 奨励品種の決定に当たっては、農業関係試験場、農業者の組織する団体、農産物の需要者、学識経験者、民間の品種育成関係者等をもって構成する長野県主要農作物等奨励品種決定審査会を開催し、その意見を聴くものとする。

3 奨励品種の決定基準及び調査の方法は別途定める。

(種子生産団体の業務)

第4 本県における主要農作物の種子生産に係る業務のうち、以下の業務については一般社団法人 長野県原種センター（以下、「原種センター」という。）が行うものとする。

(1) 主要農作物の優良な種子を安定的に生産、確保及び供給するための計画（以下、「種子計画」という。）の策定

(2) 種子計画に基づく原種の生産・確保及び供給

(3) 種子計画に基づく一般種子の確保、需給調整及び備蓄

(4) その他種子の安定的な生産、確保及び供給に関する業務

(種子計画)

第5 種子計画の策定にあたり、原種センターは、毎年、県と協議を行うものとする。

2 種子計画の対象とする品種は、原則として、県における奨励品種とする。ただし県が特に認めた場合には、この限りではない。

(原原種の生産)

第6 種子計画に基づく原種の生産に必要な原原種の生産、確保は、農業関係試験場が行うものとする。

(種子生産ほ場の届出)

第7 種子計画に基づき一般種子を生産する生産者（以下、「種子生産者」という。）は、あらかじめ、主要農作物の種子を生産するほ場を県及び原種センターに届出なければならない。

(審査)

第8 種子生産者は、種子としての品位を保つため、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号 以下、「生産等基準」という。）に規定される項目について、その栽培中に「ほ場審査」を受けなければならない。

2 種子生産者は、種子としての品位を保つため、生産等基準に規定される項目について、生産した種子の「生産物審査」を受けなければならない。

3 種子生産者は、ほ場審査及び生産物審査（以下、「審査」という。）を受けようとするときは、県に対して審査の請求を行う。

4 県は、種子生産者から前2項及び3項の請求があったときは、審査を行う。

5 審査の基準及び方法は、別途定める。

6 審査は、主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する専門技術員、農業改良普及指導員、農業関係試験場の研究員等のうちから知事が任命した種子審査員（以下、「審査員」という。）が行うものとする。

7 審査員が所属する機関の長は、県が定めた審査の基準に適合すると認めるときは、審査請求者に、審査証明書及び審査結果報告書を交付する。

(種子生産者への助言及び指導)

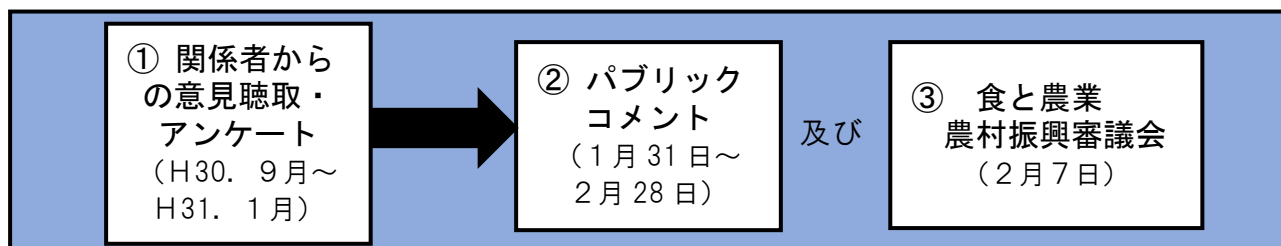
第9 県は、種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要とする助言及び指導を行うものとする。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

条例骨子（案）作成に関する意見聴取の状況

1 関係者・県民からの意見聴取の方法



2 意見聴取等の進捗状況

項目	組織・団体名	意見聴取	アンケート
農業関係団体	一般社団法人 長野県原種センター	9/26・12/12 農産専門委員会	
	長野県農業協同組合中央会	9/26・12/12	
	全国農業協同組合長野県本部	農産専門委員会	
	J A長野県営農センター	11/13 意見交換	
	農業協同組合	—	実施
	長野県食糧集荷協同組合	12/3 意見交換	実施
	長野県種苗生産販売協同組合	12/11 全員協議会	
	長野県農業会議 市町村農業委員会	11/12 意見交換 11/15 常設審議委員会	実施
行政機関	市町村	—	実施
農業者	J A採種部会	12/13 J A上伊那 12/27 J Aグリーン長野	実施
	耕種農家の代表		
	水田農業経営者会議	12/12 役員会	実施
	農業法人協会	11/9 理事会	実施
	農業経営者協会	10/24 理事会	実施
	農業士会	11/7 理事会	実施
	PAL ネットながの	1/10 事務局長意見聴取	実施
長野県有機農業研究会	11/24 役員会 12/11 団体意見集約	実施	
消費者	NAGANO 農と食の会	11/26 意見交換 12/20 団体意見集約	
	長野県消費者の会連絡会	1/10 会長意見聴取 1/18 理事会	
伝統野菜関係	信州伝統野菜認定委員会	1/11 委員会	実施
	信州の伝統野菜生産者の代表	1/11 産地交換会	実施

主要農作物等種子条例の制定に向けたアンケート調査結果

回答総数

172

平成31年1月21日現在

回答者(分野)

農業者

法人協会	12
経営者協会	15
農業士協会	15
PALネット	5
有機農研	4
水田農業経営者会議	3
所属不明	4

消費者等

消費者の会連絡会・農と食の会	3
----------------	---

市町村

49

農業委員会

11

JA

10

採種部会

10

伝統野菜

31

合計

172

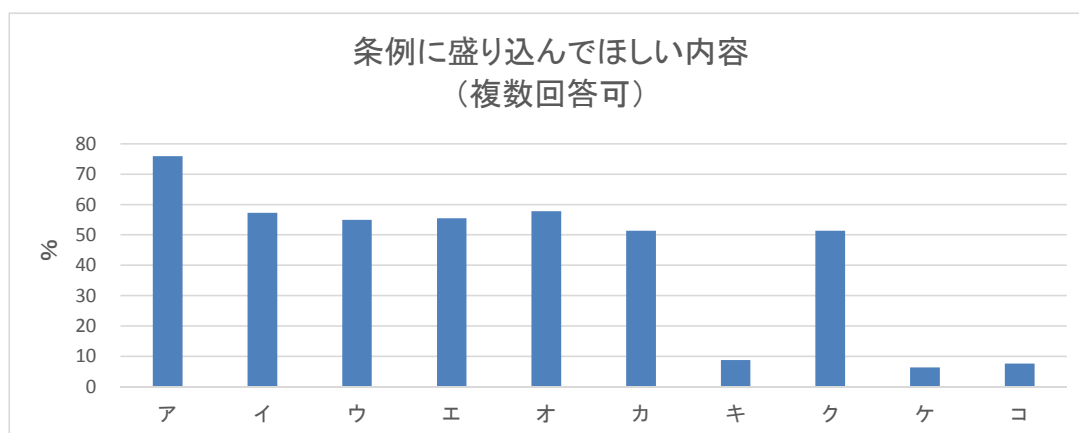
経営品目(農家のみ)

主要農作物(水稲・麦類・大豆)	30
果樹	17
野菜	50
花き	4
畜産	2
菌茸	4

その他(そば1、枝豆1、加工品1、家庭菜園1、野菜苗1)

Q2 盛り込んでほしい内容

内容	回答数	回答率 (%)	農業者							消費者等	市町村	農業委員会	JA	採種部会	伝統野菜
			法人協会	経営者協会	農業士協会	PALネット	有機農研	水田農業経営者会議	所属不明						
ア 主要農作物種子の安定的な生産・供給	130	76.0	10	13	13	3	4	3	4	2	43	2	10	10	13
イ 主要農作物種子の価格の安定	98	57.3	6	12	8	3	4	2	3	2	34	1	8	8	7
ウ 主要農作物種子の品質の向上	94	55.0	7	10	7	2	3	2	3	2	30	1	8	8	11
エ 主要農作物種子産地を維持するための支援	95	55.6	7	9	6	2	4	1	3	2	32	1	8	7	13
オ 主要農作物の優良な品種の育成、試験の実施	99	57.9	7	15	8	2	4	3	4	2	29	2	8	4	11
カ 種子生産に係る県予算の確保	88	51.5	7	10	8	0	4	2	3	2	25	1	10	4	12
キ 種子生産に係る民間企業の参入促進	15	8.8	4	1	1	0	0	1	1	0	4	0	1	0	2
ク 信州伝統野菜の種子生産に対する支援	88	51.5	4	7	5	1	4	1	2	2	30	4	3	0	25
ケ よくわからない	11	6.4	2	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	4
コ その他(別紙参照)	13	7.6	0	0	2	0	2	2	0	2	1	0	3	0	1



意見聴取及びアンケートで寄せられた主な意見への対応

◎ 分類A：意見を受けて今回の骨子案に反映したもの

- ・採種農家への支援について検討してほしい
- ・県予算の確保について盛り込むべき
- ・主要農作物の種子については公的に守るべきだと思う
- ・主要農作物種子の品質安定、価格の安定、安定供給を図ってほしい
- ・条例の内容は主要農作物種子法に規定されていた内容に準拠してほしい
- ・主要農作物の中にそばも対象品目に加えてほしい
- ・条例に原種センターの位置づけ、役割を明確化してほしい
- ・種子供給のための環境づくりはきちんと盛り込んでほしい
- ・優良な新品種を開発してほしい
- ・食料の安心安全を担保するための県育成品種の保全や種子の生産・供給を行ってほしい
- ・種を保存するために、原原種の生産、保存を特にお願いしたい
- ・種子産地の維持のための予算が削減されないようにお願いしたい
- ・長野県では条例制定によって現行の体制が維持されるとのことなので、消費者としても安心している
- ・信州伝統野菜への支援について賛成
- ・地域に伝承されている野菜を今後発見した場合は、種子の維持・保存に対する支援を希望します。

◎ 分類B：骨子案に盛り込んではいないが、今後の施策立案の参考とするもの

- ・優良品種が外国へ流出しないようにしてほしい
- ・民間企業や外資系企業による種子ビジネスの影響を懸念
- ・種子生産に係る民間企業の参入促進
- ・県育成品種の知的財産の保護
- ・県として必要な園芸品目の種子等への支援を求めます
- ・食料安全保障と食料を自ら選ぶ権利（食料主権）について明記してほしい
- ・種子法の廃止によって、遺伝子組み換え作物が国内に流入することに対して不安
- ・種子法の廃止によって、自家採種ができなくなることに不安

「長野県主要農作物等種子条例（仮称）」の骨子（案）について

I 条例制定の趣旨

長野県では、多様な気象条件や標高・地形などの地域の環境条件を活かして、高品質な主要農作物（稲、麦類、大豆、そば）が生産されており、特に水稲については、農業者の高い技術力により全国トップクラスの 10 a 当たり収穫量と 1 等米比率を誇っています。

主要農作物の種子は、中山間地域を中心とした採種ほ場において生産が行われており、これら採種ほ場の管理については、種子生産者の巧みな技術と長年の経験によって支えられています。

また、「信州の伝統野菜」については、県内各地で多様な種が地域の食文化として世代を超えて受け継がれており、地域の生産グループ等において採種技術が継承されています。

このような状況の中で、平成 30 年 4 月 1 日に「主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）」が廃止され、稲、麦類、大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するための県の義務付けがなくなりました。

種子法の廃止に対しては、多くの県民が関心を持ち、今後も安定的な種子の生産体制が確保されるのか不安の声があることから、県民の不安を払拭し、将来にわたって主要農作物等の種子の安定供給の仕組みをより確実なものにしていくことが必要となっています。

また、自然災害の多発や複雑化する国際情勢の中で、種子の供給が滞ることを懸念する声もあり、こうした事態への備えも必要です。

このような認識に基づき、主要農作物の種子の安定供給を図ることにより、本県農業の持続的な発展に寄与するとともに、信州の食文化を支える伝統野菜等の継承を支援し、将来にわたって消費者へ高品質で安全・安心な食料を供給していくため、この条例を制定します。

II 「長野県主要農作物等種子条例（仮称）」骨子（案）

（※括弧内の記述は、各項目の説明です。）

1 目的及び基本理念

次の「基本理念」に基づき、本県における主要農作物等の種子の生産に関し、他品種との交雑を防止することなどにより、優良な種子の安定供給を図り、もって主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

- (1) 主要農作物等の種子の生産は、主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであることを旨として行うものとする。
- (2) 主要農作物等の種子の生産は、自然災害の多発や複雑化する国際情勢の中において、消費者への安全・安心な食料の安定的な供給に資することを旨として行うものとする。
- (3) 主要農作物等の種子の生産は、県及び種子管理団体、種子生産者、種子生産に係る組織・団体、その他関係者の相互の連携の下に行うものとする。

○ 条例の目的である、「優良な種子の安定供給」と「主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産」を達成するための基本理念を規定するものです。

2 対象作物

稲、麦類、大豆に本県特産のそばを加えた主要農作物、本県の多様な食文化を支える「信州の伝統野菜」及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種とする。

○ 条例で対象とする作物を規定するものです。

(条例における用語の定義)

- ・ 主要農作物：稲、麦類、大豆及びそばをいう。
- ・ 主要農作物等：主要農作物及び「信州の伝統野菜」、将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種をいう。

3 県の責務、種子管理団体及び種子生産者、種子生産に係る組織・団体の役割

(1) 県の責務

- ア 主要農作物等の種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- イ 当該施策の推進に当たり、種子管理団体や種子生産者、種子生産に係る組織・団体と連携を図る。

(2) 種子管理団体（一般社団法人 長野県原種センター）の役割

- ア 県が指定する種子管理団体は、主要農作物の種子の生産及び供給を行う。
- イ 県が指定する種子管理団体は、主要農作物等の種子の保存に努める。

(3) 種子生産者の役割

種子生産者は、主要農作物等種子の適正な栽培を行い、優良な種子の生産に努める。

(4) 種子生産に係る組織・団体の役割

種子生産に係る組織・団体は、県が実施する主要農作物等の種子生産に関する施策に協力するとともに、種子生産者に対する支援に努める。

○ 目的に掲げる「優良な種子の安定供給」と「主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産」を達成するための、県の責務や種子管理団体（一般社団法人長野県原種センター（以下、「原種センター」という。）、種子生産者等の役割を規定するものです。

4 主要農作物の種子の生産と安定供給

(1) 奨励品種の決定

県は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（奨励品種）を決定する。

(2) 種子計画の策定

種子管理団体は、県と協議の上、種子の需給見通し、生産量のほか、種子生産に関し必要な事項について計画を策定する。

(3) 原原種の生産

県は、原種の生産に必要な原原種の生産、確保及び供給を行う。

(4) 原種の生産

種子管理団体は、種子の生産に必要な原種の生産、確保、供給を行う。

(5) 種子の確保

種子管理団体は、種子の確保、需給調整及び備蓄を行う。

(6) 種子生産ほ場の届出

種子生産者は、種子の生産ほ場を県及び種子管理団体に届け出る。

(7) ほ場審査及び生産物審査の実施

ア 種子生産者は、種子としての品質を保つため、県に対して審査の請求を行う。

イ 県は、種子生産者から審査の請求があったときは、審査を行う。

(8) 審査証明書等の交付

県は、審査結果が基準に適合すると認めるときは、審査証明書等を交付する。

- 廃止された種子法で規定されていた、主要農作物の種子生産・供給システムを将来にわたって維持し、優良な種子の確保と安定供給を図るため、県及び種子管理団体(原種センター)、種子生産者が行う具体的な役割を規定するものです。

5 主要農作物の種子の生産者等への支援

(1) 種子生産者等への助言及び指導

県は、種子生産者等(種子生産者及び種子生産に係る組織・団体)に対して、必要な助言及び指導を行う。

(2) 種子生産者等への支援

県は、新たな種子生産者の確保や採種技術の継承、生産体制の整備のために必要な施策を講ずる。

- 将来にわたって、持続的・安定的に主要農作物の種子生産が行われるよう、種子生産者等に対して必要な施策を講じるよう規定するものです。

6 「信州の伝統野菜」等の採種技術等の指導や種子保存への支援

県は、「信州の伝統野菜」及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種について、種子の安定確保のための採種技術等の指導を行うとともに、遺伝資源としての種子の維持、保存に対する支援を行う。

「信州の伝統野菜」とは

県内各地で昔から栽培されている貴重な野菜を次世代に伝承するため、平成 19 年に創設された「信州伝統野菜認定制度」に基づき、知事が認定した野菜

- 本県の食文化を支える「信州の伝統野菜」及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種を将来にわたって継承していくため、種子の安定確保、遺伝資源としての維持・保存に対する支援を規定するものです。

7 財政上の措置

県は、主要農作物の優良な種子の生産と安定供給、「信州の伝統野菜」等の採種技術等の指導や種子保存への支援に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

- 県の施策を推進するために、必要な財政上の措置を規定するものです。

「長野県主要農作物等種子条例（仮称）」 骨子（案）に関する参考資料

1 骨子（案）の項目と種子の生産供給の仕組み

「主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）」で規定されていた項目については、「長野県主要農作物等種子条例（仮称）」の骨子（案）において、すべて盛り込むこととしています。

また、「種子法」では規定されていなかった6つの項目（下表の網掛け部分）について、この骨子（案）では、新たに盛り込んでいます。

＜「主要農作物種子法」と「県条例骨子案（案）」の比較＞

項目	主要農作物種子法	長野県主要農作物等種子条例（仮称）	
	条文	骨子（案）	実施者
対象とする作物	稲・麦類・大豆	稲・麦類・大豆・ そば・信州の伝統野菜等	
目的	第1条	1	
基本理念	—	1	
用語の定義	第2条	2	
県の責務・関係機関等の役割	—	3	
優良な品種の決定	第8条	4－（1）	県
種子計画の策定	（基本要綱で規定）	4－（2）	種子管理団体*1
原原種の生産	第7条	4－（3）	県
原種の生産		4－（4）	種子管理団体*1
種子の確保	—	4－（5）	種子管理団体*1
種子生産ほ場の指定 （届出）	第3条 （指定）	4－（6） （届出）	種子生産者
ほ場・生産物審査	第4条	4－（7）	請求：種子生産者 審査：県
審査証明書の交付	第5条	4－（8）	県
勧告、助言及び指導	第6条 （勧告、助言及び指導）	5－（1） （助言及び指導）	県
種子生産者等への支援	—	5－（2）	県
「信州の伝統野菜」等の 種子保存等への支援	—	6	県
財政上の措置	—	7	県

*1 種子管理団体とは、県が指定する団体（一般社団法人 長野県原種センターを想定）

Q 1 廃止された「主要農作物種子法」とはどんな法律だったのですか。

Q 2 県内の主要農作物の種子生産はどのような状況ですか。

Q 3 主要農作物の種子生産の現場ではどのような課題がありますか。

Q 4 種子管理団体「長野県原種センター」とはどのような組織ですか。

Q 5 「主要農作物種子法」の廃止により、海外の民間企業に種子が独占されてしまうことはありますか。

Q 6 「主要農作物種子法」の廃止により、遺伝子組換え作物が県内で生産されたり、既存品種と交雑することはありませんか。

Q 7 「主要農作物種子法」の廃止により、種子の自家増殖が禁止になるのですか。

Q 8 長野県独自の対応として、対象作物（品種）に加えたものはありますか。

Q 9 「信州の伝統野菜」の生産はどのような状況ですか。

Q 10 条例骨子（案）において、長野県らしい点や特徴は何ですか。

Q 1 廃止された「主要農作物種子法」とはどんな法律だったのですか。

「主要農作物種子法」（昭和 27 年制定）は、戦後の食糧増産を背景に、国・都道府県が主導して優良な種子を確保するため、稲・麦類・大豆の種子の生産・普及を都道府県に義務付けていた法律です。同法は、平成 30 年 4 月 1 日に廃止されましたが、長野県では、全国トップクラスの生産量を誇る「そば」を主要農作物に加えて「長野県主要農作物の種子生産に係る基本要綱」を制定し、これまでどおり法律に定められていた業務を継続して、種子の生産・安定供給に努めています。

Q 2 県内の主要農作物の種子生産はどのような状況ですか。

主要農作物の種子は、450 戸の種子生産者が約 400ha の採種ほ場において、年間約 1,500 t を生産しています。種子生産者は、他品種の混入等を防ぎ、品質の高い種子を生産するため、一般の栽培とは異なる厳正な管理を行っています。収穫された種子は、専用施設において調製し、出荷されています。また、県の種子審査員がほ場及び生産物の審査を行い、高い品質を確保しています。

Q 3 主要農作物の種子生産の現場ではどのような課題がありますか。

主要農作物の種子生産は、形質の異なる株を見分けて抜取り作業を行うなど、種子生産者の長年の経験と巧みな技術により支えられています。しかし、採種ほ場は中山間地域が多く、種子生産者の高齢化が進んでいることから、安定的な種子生産のためには、新たな担い手の確保が課題となっています。

また、種子を調製する専用施設の老朽化も進んでいます。

Q 4 種子管理団体「長野県原種センター」とはどのような組織ですか。

長野県で育成された品種等の種苗を安定的に生産・供給するため、昭和 62 年に県、市町村、農業関係団体、種苗業者の出資により設立された社団法人（本部：長野市松代町）です（平成 25 年から一般社団法人）。主な業務として、主要農作物の原種生産や種子の確保と需給調整、県が育成した品種の種苗等の生産供給、植物遺伝資源の保存などを行っています。

Q 5 「主要農作物種子法」の廃止により、海外の民間企業に種子が独占されてしまうことはありますか。

「主要農作物種子法」の廃止後も、種子生産を行っていない東京都を除く全ての道府県が、これまでどおり種子生産に関わるとしています。

また、全国では、消費者のニーズに対応し、栽培地域に適した多種多様な品種が開発され栽培されていることから、画一的かつ大規模生産に適した品種の開発を基本とする海外の民間企業などが、国内の主要農作物の種子を独占することは考えにくいと思われます。

Q 6 「主要農作物種子法」の廃止により、遺伝子組換え作物が県内で生産されたり、既存品種と交雑することはありませんか。

「主要農作物種子法」には、遺伝子組換え作物についての規定はなく、同法の廃止により遺伝子組換え作物が生産されることにはつながりません。

遺伝子組換え作物は、関連する法律*1に基づき、国が科学的な評価を行い、問題のないものだけが輸入・流通・栽培される仕組みとなっています。現在、遺伝子組換え作物として国内で栽培されているのは花き（バラ）だけであり、消費者の遺伝子組換え作物を食べたくないという感情等から食用の作物は栽培されておらず、今後も栽培される可能性は非常に低いと考えています。

また、稲などの主要農作物は、自家受粉する植物*2であることから、遺伝子組換え作物と交雑する危険性は極めて低いものと考えられます。

しかし、県民からの不安の声もあることから、今後、「遺伝子組換え作物に関するガイドライン」の作成などについて検討してまいります。

*1 関連する法律：「食品衛生法」、「食品安全基本法」、「飼料安全法」、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（通称：カルタヘナ法）」

*2 自家受粉する植物：花粉が同じ花の雌しべに受粉することで種子ができる植物

Q 7 「主要農作物種子法」の廃止により、種子の自家増殖が禁止になるのですか。

「主要農作物種子法」には、自家増殖*3についての規定はなく、同法の廃止により種子の自家増殖ができなくなることにはつながりません。

自家増殖について「種苗法」では、一定の要件の下に登録品種の自家増殖を「原則容認」している一方、農業者への種苗供給に影響を与えないことを前提に、農業者の意見を聴きながら例外的に自家増殖を禁止する植物を定めています。

また、昨年、農林水産省が自家増殖を「原則禁止」にする方向で同法の見直しを検討していると報道されましたが、同省は新たな方針を決定した事実はないとしています。

なお、在来品種や登録期間が終了した品種については、これまでも自家増殖が認められており、今後も自家増殖が可能とされています。

*3 自家増殖：購入した種苗から栽培して得た収穫物の一部を次期作に使う種苗として確保すること

Q 8 長野県独自の対応として、対象作物（品種）に加えたものはありますか。

長野県の条例骨子（案）では、全国トップクラスの生産量を誇る「そば」を主要農作物に加えています。また、信州の食文化を支える「信州の伝統野菜」や「将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種」についても、対象に加えました。

Q9 「信州の伝統野菜」の生産はどのような状況ですか。

「信州伝統野菜認定制度」に基づき、漬け菜、きゅうり、大根、かぶなど、現在 76 種が「信州の伝統野菜」に選定されています。このうち 49 種については、地域の生産グループ等が組織され積極的に栽培されていますが、個人農家により栽培されているものもあり、栽培技術の伝承や種子の維持が課題となっています。

Q10 条例骨子（案）において、長野県らしい点や特徴は何ですか。

次の 5 点が、条例骨子（案）における長野県らしい点や特徴です。

- ① 基本理念に、消費者への安全・安心な食料の安定的な供給に資することを盛り込んだこと
- ② 条例の対象に、「そば」や「信州の伝統野菜」及び「将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種」を加えたこと
- ③ 本県の種子の生産等において重要な役割を担っている種子管理団体（長野県原種センター）の役割を明確にしたこと
- ④ 種子生産者等に対する支援を明記したこと
- ⑤ 施策を推進するために必要な財政上の措置について明記したこと

条例制定に向けたスケジュール

項目	主な事務作業	意見聴取関係
平成30年 (2018年) 7月	都道府県動向調査の実施・取りまとめ	
8月	条例掲載項目の検討	
9月		関係者からの意見聴取
10月	条例骨子案作成	↑ ↓
11月		
12月		
平成31年 (2019年) 1月	条例骨子案決定	
	条例素案作成	1/31~2/28 パブリックコメント募集
2月		2/7 長野県食と農業農村振興審議会 2/5、13 条例骨子案説明会
3月	条例素案決定 2月定例会農政林務委員会 (概要説明)	(意見の反映)
4月		
5月	条例案決定	
6月	県議会6月定例会に条例案提出・審議	
7月	条例案可決・成立(予定)	
8月	関係する実施要領等の整備	
2020年 4月	1日: 条例施行	